



みんなに「いばしょ」と
あなたに「出番」があるまち
綾部をめざして

綾部市社会福祉協議会 会長 朝倉正道

新年明けましておめでと
うございます。
市民の皆様には綾部市社
会福祉協議会の活動並び
に事業運営に格別のご理
解とご支援、ご指導を賜り
心から感謝申し上げます。
元旦の大雪で明けた昨年は、
多くの市民の皆様のご参加
によって事業が推進できた
一年となりました。
特に、子どもの活動の基
本となります「第3次綾部
市地域福祉活動計画」は市
内各組織、団体、ボラン
ティアの皆さんや当事者の
皆さん、地域の皆さんのお
知恵をお借りしながら3月
に策定することができ、同
時に策定した「基盤強化計
画Ⅱ」とともに、平成27年
度からの5か年の指針とし
て活動の強化を図りつつ事
業運営に取り組むことがで
きました。

地域福祉活動部門におい
ては、各種サロンやボラン
ティアの育成と支援に取り
組み、地域で多様な活動が
展開されているところです。
11月に開催した「綾部市社
会福祉大会」においても地
域で活動されている方々か
ら日頃の実践を発表してい
ただき、会場からも多くの
共感の声をお寄せいただき
ました。
一方、在宅福祉サービス
におきましては、一人ひと
りの利用者へ寄り添い自立
を支える支援に努めている
ところですが、志賀郷町に
開設しているデイサービス
施設「社協の家なごみ」が10
周年を迎え、ご利用者や地
域の皆さんに祝福してい
ただいたことは大きな喜びで
した。

今後、地域との連携を大
切にホームヘルプサービスや
訪問入浴サービス、居宅介
護支援など介護保険事業の
適切な事業運営に努めたい
と考えています。
また、今年度から本格実
施となった生活困窮者自立
支援事業についても、中部
地域包括支援センターや権
利擁護事業などの取り組み
とも密接な連携を図る中で、
地域と地域の皆様を支える
ための仕組みやネットワー
クを構築し、第3期のスロ
ガン「みんなにいばしょとあ
なたに出番があるまち綾
部」の実現に向けた取り組
みを推進していかなければ
ならないと考えていること
です。
市民の皆様の一層のご支
援、ご協力、ご指導を賜り
ますようお願い申し上げます
とともに、この一年のご健
勝ご多幸を心からお祈り申
上げます。

生活にお困りのことはありませんか？

なかなか仕事が見つからない…
子どもに勉強をさせてやりたい…
ずっと働いていないので、就職が不安…



収入より借金がよくある…
家賃が払えず、家を出なければならぬ…

悩みがあるが、どこに相談したらいいかわからない…

ほんの少し勇気をだして、
ご相談ください。

あやべ生活サポートセン
ターでは、生活に関する
様々な心配ごとの相談支
援してまいります。

例えば…

●病氣、家族の問題等
で生活に困っている、生
活のことをどこに相談
をしたらいいのかわか
らない、就職や離職な
ど仕事で悩んでいる…

「生活」や「仕事」の困り
ごとや不安をどうしたら
いいかを一緒に考え、解決
に向けて具体的な支援計
画を作成し、寄り添いな
がサポートします。

(自立相談支援事業)

●借金を何社からもし
ていて、生活費にいくら
使っているか、いくら返
済したらいいか、わから
ない状態になって、悩ん
でいる…

家計状況の「見える化」
と根本的な課題を把握し
自らが家計を管理できる
よう支援します。
(家計相談支援事業)

●障害児・者の困りごと
相談、当事者家族の困
りごと相談、福祉制度や
サービスが分からない…

障害がある方のあらゆる
相談に応じ、助言やサービ
ス利用のお手伝いをします。
また、障害者支援サービ
スを利用の際には、生活や

●生活費の管理、通帳
の保管、役所の手続きが
難しい…

福祉サービス利用のお手
伝いや、日々のお金の管理
などのお手伝いをします。
また、通帳や印鑑をお預か
りします。
(福祉サービス利用援助事業)

●「成年後見制度」って
何？、「成年後見制度」
を使うためには、どうし
たらいいの？

成年後見制度についての
各種相談、申し立ての支援、
綾部市社会福祉協議会が

「法人後見」としての受任
等を行っています。
(成年後見制度普及事業)

●失業中で生活費に困
っている、一時的に必要
な経費が発生してしまっ
た、子どもの教育資金が
必要になった…

低所得、障害者、高齢者
世帯を対象に、必要な資
金の貸付と相談援助を行
います。
(生活福祉資金貸付事業)

※この事業は、地区担当
民生児童委員との共同で
相談援助させていただきます
事業です。(※4頁参照)

あやべ生活サポートセン
ター(☎43・2881
綾部市社会福祉協議会内)

成年後見相談

成年後見制度を利用するための疑問や手続きに関する相談を社会福祉士がお受けします。お気軽にご相談ください。(事前予約制)

メールでもお申込みできます。その他「心配ごと」等
[相談日] 1月27日(水)・2月24日(水)・3月23日(水)
[時間] ①13:00～14:00 ②14:30～15:30
[場所] 綾部市福祉ホール(川糸町)

(問・申込) 綾部市社会福祉協議会
(TEL)43-2881 (FAX)43-2882
(E-mail) support@ayabe-shakyo.or.jp



利用者へ寄り添う「生活支援員」募集

生活支援員は、判断能力に不安のある認知症高齢者や障害者等の利用者宅を定期的に訪問し、預貯金の払い出しや利用料等の支払い等を行い、在宅での生活を支援する仕事です。

- 【要件】
- ① 市内在住で、年齢が70歳までの方
 - ② 高齢者や障害のある方への福祉活動に関心があり、利用者の意思を尊重し、誠意をもって活動いただける方

【手当】1時間 810円 + 移動費実費

●詳細は、綾部市社会福祉協議会までお問い合わせください。

第4回 きょうと地域福祉活動実践交流会 IN 中丹

●テーマ：「ご近助」×「出番」×「絆」
=ご当地実践∞(無限大)
～来て！見て！話して！いいとこどり～

●日時：平成28年2月27日(土)
12:00～16:15(受付 11:00～)

●会場：舞鶴市中総合会館 4階コミュニティホール
(京都府舞鶴市字余部下 1167)

●定員：300名程度

●主催：きょうと地域福祉活動実践交流会実行委員会・京都府市町村社会福祉協議会連
合会・京都府社会福祉協議会

●問：綾部市社会福祉協議会 (43-2881)

総合支援資金

失業等によってお困りの方

失業等で求職活動をしている間に生活費がなくなってしまった…。失業して家賃の支払いが困難になり、安い所に引越して家計を立て直したい…。会社の寮から出ざるを得なくなり住むところを見つけたが、入居費用がない…。といった失業等による日常生活上の困難や生活の立て直しのために、一時的な資金を必要とし、貸付を行うことで自立が見込まれる世帯に貸付けを行うのが「総合支援資金」です。

●貸付対象：

- ① 失業や収入の減少により生計の維持が困難となった低所得世帯であること。
- ② 就労（または増収）することが可能な状態にあり、求職活動等仕事に就く（または増収に向けて）努力していること。
- ③ あやべサポートセンターが貸付け相談及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること。
- ④ 原則として、離職の日から2年を超えていないこと。
- ⑤ 雇用保険の一般被保険者であった者にかかる失業等給付を受給中（給付制限中も含む）ではないこと。（受給者がいる世帯を含む）
- ⑥ 資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること。
- ⑦ 現に住居を有していること、または市町村が実施する住宅確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること。
- ⑧ あやべサポートセンター及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること。
- ⑨ 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金などの他の公的給付または公的な貸付けを受けることができず、生活費をまかなうことができないこと。

生活支援費	失業等で生活困難に陥った世帯に対して、就職して生活再建するまでの間に必要な生活費用を貸付けます。 ■貸付限度額：月額20万円以内（単身世帯15万円以内） ■償還期間：10年以内（据置期間3カ月以内）
住宅入居費	住宅確保給付金対象者に、賃貸契約を結ぶために必要な費用を貸付けます。 ■貸付限度額：40万円以内 ■償還期間：3年以内（据置期間3カ月以内）
一時生活再建費	生活を再建するために必要な一時的な費用を貸付けます。 ■貸付内容例：生活を立て直すために転居が必要な場合の転居費用、住宅確保給付金を申請している場合の家具什器費など ■貸付限度額：60万円以内 ■償還期間：5年以内（据置期間3カ月以内） ■貸付利率：連帯保証人あり→無利子、連帯保証人なし→年1.5%

福祉資金

一時的に必要な経費でお困りの方

住宅が老朽化し漏りするようになった…。屋根の補修工事をしたいがその費用が賄えない…。ケガ等のために仕事に行けなくなり収入が途絶え医療費が支払えない…。冠婚葬祭にかかる費用が賄えない…。など一時的に必要な資金の貸付けを行うとともに、民生児童委員による必要な援助のもと、生活の安定を目指すのが「福祉資金」です。

●貸付対象： 低所得世帯や障害者・高齢者が対象となります。

福祉費	①[生業]： 生業を営むために必要な経費（貸付限度額：460万円以内）
	②[技能習得]： 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費（貸付限度額：技能習得経費12万円以内/月・生計費15万円以内/月・就学支度費50万円以内/月）
	③[住宅]： 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費（貸付限度額：250万円以内）
	④[福祉用具購入]： 福祉用具等の購入に必要な経費（貸付限度額：170万円以内）
	⑤[障害者自動車購入]： 障害者用自動車の購入に必要な経費（貸付限度額：250万円以内）
	⑥[中国残留邦人年金追納]： 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費（貸付限度額：513.6万円以内）
	⑦[療養]： 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費（貸付限度額：療養期間が1年以内の場合は、170万円以内、1年～1年6カ月以内の場合は230万円）
	⑧[介護等]： 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費、及びその期間中の生計を維持するために必要な経費（貸付限度額：介護サービス期間が1年以内の場合は170万円以内、1～1年6カ月以内の場合は230万円）
	⑨[災害援護]： 災害を受けたことにより臨時に必要な経費（貸付限度額：150万円以内・住宅改修の場合は400万円以内）
	⑩[冠婚葬祭]： 冠婚葬祭に必要な経費
	⑪[転宅]： 住居の転居等、給排水設備等の設置に必要な経費
	⑫[支度]： 就職、技能習得等の支度に必要な経費

（貸付限度額：50万円以内）
■償還期間：資金の種類により3年～14年以内（据置期間3カ月以内）
■貸付利率：連帯保証人あり→無利子、連帯保証人なし→年1.5%

緊急小口資金	緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要な少額の資金を貸付けます。 ①医療費または介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ②火災等被災によって生活費が必要とき ③その他やむを得ない事由があり、緊急性、必要性が高いと認められるとき ■貸付限度額：10万円以内 ■償還期間：据置期間(2カ月以内)経過後1年以内 ■貸付利率：無利子 ■連帯保証人：原則不要 ※原則として生活困難者自立相談支援事業の利用が必要
---------------	--

教育支援資金

教育資金が必要な方

大学に合格したが入学金や就学費用が用意できない…。など学校教育法に規定する高校・短大（専修学校専門課程を含む）・大学に就学するための費用と、入学に際し必要な経費を貸付け、教育の機会づくりを応援するのが「教育支援資金」です。

●貸付対象： 低所得世帯が対象となります。

教育支援費※	高校、大学等に就学するために必要な資金を貸付けます。 ■貸付限度額：高等学校（月額3.5万円以内）、高等専門学校（月額5.9万円以内）、短期大学（専修学校専門課程を含む）（月額6万円以内）、大学（月額6.4万円以内） ■償還期間：「つなぎ資金」は一括償還、それ以外は貸付期間の3倍以内（据置期間は、つなぎ資金の場合1カ月、それ以外は卒業後3カ月以内） ■貸付利率：無利子
---------------	--

就学支度費	高校・大学等への入学に際し必要な資金を貸付けます。 ■貸付限度額：50万円以内 ■償還期間：8年以内（据置期間は卒業後3カ月以内） ■貸付利率：無利子
--------------	--

※ 教育支援費は、日本学生支援機構など他制度の借入を優先し、それらの借入ができるまでの「つなぎ資金」としてお貸しするものです。したがって、本資金を申請された方は、必ず他資金を申請していただきます。他資金を申請したものの借入できなかった場合は、本資金により在学期間中の修学資金を借入することができます。



【生活福祉資金】

生活福祉資金は、他の資金の借入れが困難な所得の低い世帯が利用できることのできる貸付です。（実施主体：京都府社会福祉協議会・相談窓口：あやべ生活サポートセンター）
この資金は、他の金融機関の資金とは異なり、世帯の生活課題を解決するための福祉制度です。そのため、初回相談から様々なお

話しを聞かせていただき、この制度を含めた全体的な支援計画に基づいて、民生児童委員による必要な援助のもと、生活課題の解決につなげ、世帯の自立と生活の安定を目指すものです。
なお、制度の利用には一定の条件が必要となりますので、詳細に関しては「あやべ生活サポートセンター」までご相談ください。

生活福祉資金 [Q&A]

- Q 生活福祉資金の相談はどこにしたらよろしいか？
- A お住まいの地区の民生児童委員またはあやべ生活サポートセンターにご相談ください。
- Q すぐに資金を貸してもらえますか？
- A 必要な書類の提出や京都府社会福祉協議会の審査もあるため、貸付までには通常2週間程度が必要となります。
- Q 誰でも借りることができますか？
- A 誰でも利用できる資金ではありません。対象は世帯単位となっており、世帯の所得制限や資金種類ごとに異なった貸付条件があります。また、他の債務の返済や借り替え目的の場合、自立や償還が見込めないと判断される場合、不正な申請・要求が行われる場合などは申込みの対象とはなりません。また、原則として連帯保証人が必要ですが、無理な場合などはご相談下さい。

あボ情報

あやペボランティア

Ayabe-Volunteer information

■開所時間：月～金 8:30～17:15
 ■http://www.ayabe-vc.net/ ■E-mail:office@ayabe-vc.net

(問) あやペボランティア総合センター 綾部市本町二丁目14 TEL.40-1388 FAX.40-1389



地域サロンについて学びました ～「笑顔」が耕す地域と心～

12月16日(水)綾部市林業センターにて地域サロン部会(部会長 林 幹男)主催による「『笑顔』が耕す地域と心」と題した研修会を開催しました。今回講師として、あそびの工房もくもく屋の田川雅規さんから「思わず誰かを誘いたくなる近所サロンのつくり方とそのコツ」をテーマに、次世代への担い手育成や、サロンの参加者が役割を持つこと、男性参加者へのアプローチの重要性についてアドバイスを頂きました。また、手遊びなどを取り入れたゲームの紹介や、楽しい会話やコミュニケーションを通じて、74名の参加者は、サロンの原点を見つめなおすとともに、今後の活動のヒントを学ぶよい機会となりました。



ボラ募集 人を楽しませる特技をお持ちの方 (一芸ボランティア) 募集

■発信元:あやペボランティア総合センター ■連絡先:TEL40-1388 FAX40-1389

- 登録方法:センター所定の登録用紙にて登録下さい。
- ひとこと:人を楽しませることの好きな方、マジックやジャグリング、大道芸などの得意な方のボランティア登録をお待ちしています。高齢者施設や地域サロン、地元のイベントなどでその技を披露してみませんか?そんな特技をお持ちの方、あやペボランティア総合センターまでご連絡下さい。

あやペ 寄席 第拾五回

◆ゲスト 揚野バンリ

平成28年 3月26日(土)

午後 2:00～4:00 (開場予定 午後1:30) ※準備ができ次第開場します

綾部市 I・Tビル(西町一丁目) 2F

チケット好評発売中!!

前売協力券 1,000円

※地域通貨「ゆーら」もご利用頂けます

あなたの笑いが春を呼ぶ

あやペ寄席

かづら こづめ (四代目桂梅園治の長男)

かづら きんせん (FMいかるでもおなじみ)

■友情出演 津軽三味線(アマチュア) なかの やすひろ

■中野泰登 (プロ野球選手九段 関西軍医所属)

■太鼓 綾部ローターアクトクラブ

■合唱 藍くりあ音楽隊の季節もたち

前売券完売の場合は、当日券を販売いたしませんので、早めにお求め下さい。

主催 あやペ寄席実行委員会
 あやペ福祉ボランティア 綾部ローターアクトクラブ
 ふるさと綾部の老人を守る会 自立支援センターいかるがの郷
 あやペボランティア総合センター 綾部市社会福祉協議会

後援 NEXT ゆーら企画 協賛 きたきんき落語会

◎問合せは…あやペ寄席事務局(あやペ福祉ボランティア内)
 ☎(0773) 45-3233 FAX(0773) 40-2362
 お問い合わせ時間 月～金曜日 午前9:00～午後4:00

介護者家族教室

(11/11:ふれあいの家・12/14:保健福祉センター)



介護をしている家族の方々を対象に、介護のコツを学ぶとともに、介護をする家族同士の交流の機会づくりを目的に毎月開催しています。11月は理学療法士より「自宅でできるリハビリテーション」を、12月は言語聴覚士より「聴こえについて～補聴器の上手い使い方～」をお話いただき、交流しました。毎月開催していますので、初めての方でも是非ご参加ください。

今後の予定

- 1月21日(木) 13:30～15:30 どんぐりの家「おこしやす」(里町) 『認知症について(対応のコツ)』～“絆”ご利用者に寄り添って初めて分かったこと～
 講師:白波瀬正樹氏(NPO法人どんぐりの家 デイサービスセンター“絆”所長)
- 2月29日(月) 13:30～15:30 保健福祉センター(青野町) 『認知症とともに家族ができること』
 講師:大島佐映子氏(グループホームたのやま 管理者)

第10回 綾部フライングディスク大会

(11/14:総合運動公園)



障害者と健常者が同じルールで競い合う数少ない競技でもあるフライングディスク。今年で10回目を迎え、綾部市在住の方を中心に京都府内から総勢45名の参加のもと、開催されました。参加者は、幼児から90歳代と幅広く、全員で公認記録に挑戦しました。

生活・介護支援サポーター養成講座(14期生) (11/17～12/22:福祉ホール)



今年度2回目となる養成講座(第14期生)が12月22日に修了式を迎えました。これで新たなサポーターが24人加わり、374名になりました。修了した方々の今後の活動が期待されます。



睦寄町在ノ向1 (☎) 0773-55-0262

平成27年4月にレストランがリニューアルオープンして、「羽釜炊きごはん」と量り売りおかず」が人気の榊緑土さんが、シルバーサポート店に登録いただきました。

湯質が自慢の「あやペ温泉」、10室の宿泊室があり仕出し弁当も人気の「山の家」、いつも人で賑わっている「グラウンドゴルフ場」「バーベキュー棟」、

また販売コーナーでは、地元の新鮮な野菜を取り揃え、高齢者の「出番」を促していたいでいます。

今日も美味しい料理と自慢の湯で来訪者をもてなしつつ、日常の見守り活動にもご協力いただいています。

「毎日杖をついて温泉にこられていたおばあさんが、杖無しで温泉に來られるようになった時は、これも温泉の効能かと、うれしい気持ちになった」とのこと。

他にも君尾山キャンプ場やふるさと味あやペ工房など、オープンして以来一貫して「健康」をコンセプトに展開する第三セクターの事業所です。

「毎日杖をついて温泉にこられていたおばあさんが、杖無しで温泉に來られるようになった時は、これも温泉の効能かと、うれしい気持ちになった」とのこと。



(睦寄町) (株)緑土(あやペ温泉二王館)

登録店を介してあります

シルバーサポート店

● 現在、「シルバーサポート店」登録事業所を募集しています。お仕事中、少し気になる高齢者の方を見かけた時、いち早く適切な機関に連絡をいただき、問題の早期発見、早期対応につなげるものです。ご協力いただける事業所は、ご連絡をお待ちしています(登録は無料)。

社協スクラップづくり